短期入所生活介護（介護予防）
重要事項説明書

社会福祉法人弘心会

特別養護老人ホーム　ほうらい苑

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

令和 8.8.1 改正

1　施設経営主体

名　　称	社会福祉法人　弘心会
代表者役職・氏名	管理者　西村　佳寿美
所在地・連絡先	（住所）和歌山県和歌山市新和歌浦 2 番 9 号 （電話）073-448-3333 （FAX）073-448-3338
法人設立年月日	平成 18 年 10 月 24 日

2　事業所の概要

（1）介護老人福祉施設

施設の名称	特別養護老人ホームほうらい苑
所在地・連絡先	（住所）和歌山県和歌山市新和歌浦 2 番 9 号 （電話）073-448-3333 （FAX）073-448-3338
利用定員	６０名
事業所番号	和歌山市　　3070106426 号
施設長の氏名	西村　佳寿美

（2）短期入所生活介護（併設）

利用定員	１９名
事業所番号	和歌山市　　3070106434 号

※当事業所は特別養護老人ホームほうらい苑に併設されております。

3　施設の目的及び運営方針

(1)施設の目的

当施設は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者様が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護老人福祉施設サービスを提供することにより、利用者様の心身の機能維持並びに利用者様のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2)運営方針

利用者様一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者様が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

又、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者様が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

（3）その他

事　　項	内　　容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、利用者様の直面している課題等を評価し、利用者様・ご家族の方の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価します。
職員研修等	定期的に施設内、施設外での職員研修を実施しております。
その他	

4　施設の概要

（1）構造等

敷　　地		宅地（3,336.74 ㎡）
建　　物	構　　造	鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建（耐火建築）
	延べ床面積	5,429.58 ㎡
	利用定員	入所 60 名、短期入所 19 名

（2）居　室

居室の種類	室　数	面　積	備　考
個室部屋	79（短期入所含む）	15.37 ㎡他	ブザーを設置

※全ての居室に、洗面台が付いております。

（3）主な設備

デイサービスルーム、食堂・談話コーナー、機能回復訓練室、一般浴槽、特殊浴槽、医務室、静養室、相談室、研修室

5　施設の職員体制

職　種	職務内容数	人員数
管理者	1. 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2. 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤　1 名 併設の特別養護老人ホーム、地域密着型デイサービスと兼務
生活相談員	短期入所生活介護サービス利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談等を行います。	1 名以上
介護職員 看護職員	利用者の介護等を行います。 利用者の健康チェックや健康相談等を行います。	7 名以上
医師	利用者の健康管理や健康相談等を行います。	1 名以上
機能訓練指導員	利用者の心身の機能の減退を防止するための訓練を行います。	1 名以上
管理栄養士	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1 名以上
事務員	事務等、その他の業務を行います。	1 名以上

6　職員の勤務体制

職種	勤務体制	休　暇
施設長	勤務時間　(09：00～18：00)	4 週 8 休
介護支援専門員	勤務時間　(09：00～18：00)	4 週 8 休
生活相談員	勤務時間　(09：00～18：00)	4 週 8 休
機能訓練指導員	勤務時間　(09：00～18：00)	4 週 8 休
介護職員	日勤　(09：00～18：00) 早出　(07：00～16：00) 遅出　(12：00～21:00) 夜勤　(21：00～翌 7：00)	4 週 8 休
看護職員	日勤　(09：00～18：00) 早出　(08：00～17：00) 遅出　(09：30～18：30)	4 週 8 休
栄養士	日勤　(09：00～18：00)	4 週 8 休
事務員	勤務時間　(09：00～18：00)	4 週 8 休

7　施設サービスの内容と費用

（1）介護給付対象サービス

・サービス内容

＊　残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、必要な支援を行います。

＊　１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、食事、シーツ交換、施設内の移動・移乗介助など利用者様の心身の状況に応じた支援を行います。

種　　類	内　　容
食　　事	（食事時間） 朝食　　８：００～　　利用者様の希望時間に合わせて提供します。 昼食　１２：００～　　同上 夕食　１７：３０～　　同上 栄養士の立てる献立により、栄養と身体状況に配慮した食事を提供します。
入　　浴	最低週２回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排　　泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 おむつを使用せざるをえない場合には、心身および活動状況に適したおむつを提供し、排泄状況をふまえて適切に交換します。
機　能　訓　練	機能訓練指導員の指導で日常生活のリハビリ等を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
健　康　管　理	嘱託医師により、週１回診察日を設けます。 定期的な検査を実施し、利用者様の　　健康管理に努めます
相 談 及 び 援 助	利用者様とそのご家族からのご相談に応じます。

・費用

１．予防給付サービスによる料金

ユニット型個室

	要支援 1	要支援 2
1. 入居者のサービス料金	529 単位	656 単位
2. サービス利用に係る自己負担金	1 割、一定の所得者は 2 割か 3 割	
3. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	
4. サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	

２．介護給付サービスによる料金

ユニット型個室

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者のサービス料金	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
2. サービス利用に係る自己負担金※	1 割、一定の所得者は 2 割か 3 割				
3. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位				
4. サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位				
5. 看護体制加算Ⅰ	4 単位				
6. 看護体制加算Ⅱ	8 単位				
7. 夜間職員配置加算Ⅱ	18 単位				
8. 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（ロ）	ひと月分の総利用単位数×17.6%				
9. 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位				

※緊急の場合ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただき、認定を受けたあと自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

※30 日以上の連続したサービスのご利用時は実費負担額が生じます。

３．その他の介護給付サービス

加算	加算条件	介護給付単位	内自己負担額
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8 単位/１回	1 割、 一定の所得者は 2 割か 3 割
送迎加算	ご自宅に送迎した場合	184 単位/片道	
在宅中重度者受入加算	サービス利用中に訪問看護で健康管理を行わした場合	425 単位/日	
口腔連携強化加算	口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関と介護支援専門員へ情報提供を行った場合	50 単位/1 回	

【1 単位　＝　10.33 円】

（2）その他介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
食事の提供に要する費用	1日1,545円	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		1日300円	1日600円	1日1,030円	1日1,360円

食　費（1日の内訳）		
朝 食	昼 食	夕 食
355円	650円	540円

②居住費

居住費用	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
ユニット型個室	1日2,360円	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		1日880円	1日880円	1日1,370円	1日 1,470円

③送迎費用

1．入退所にかかる送迎で、和歌山市・海南市以外の方の場合、和歌山市・海南市との境界より１ｋｍにつき200円が、給付の対象となる送迎加算の１割負担に加算されます。

2．容態急変時を除く利用者の個人的な希望により施設の車を使用した場合は次の送迎にかかる費用がかかります。

送迎先が病院、施設等の場合は送迎加算の対象となりませんので、実費1,870円とその場所が構成市町以外の場合は前述の金額が加算されます。

※原則として片道２０ｋｍを超える場合には対応しかねますのでご了承下さい。

④電気使用料

１日単位	１口	２２０円
１ヶ月単位	１口	3,３００円
	２口目以降	５５０円

⑤テレビレンタル代　　１日　　３００円

⑥理美容サービス　　カット　２,２００円～

第１月曜日・第２月曜日及び第１火曜日（月により変更あり）

⑦レクリエーション（クラブ活動等）

当施設では、花見・夏祭り・誕生会・敬老会・忘年会・他季節に応じた行事にご参加いただけます。また、施設の行事以外で個人の希望による外出にも対応させていただきます。

（距離に応じた送迎費用とその他費用は実費でのご負担が必要となります）。

※上記サービスは、感染症流行時期の実施は中止となります。

⑧短期入所生活介護ご利用の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

1. 入所日の前日 18:00 までにご連絡いただいた場合	無　料
2. 入所日の前日 18:00 までにご連絡がなかった場合	利用日額の　50%

⑨その他

1. 歯磨き用チューブ、歯ブラシ、ティッシュペーパー、義歯洗浄剤等の日用生活品費
2. 標準型車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等の施設標準設備以外の介護用品
3. その他日常生活費にかかる実費

別紙　料金表　参照

8　利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

・利用者様が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者様の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

9　事故発生時の対応

・ サービスご利用中にご利用者が急変された場合は、医師・看護師または介護職員の判断により、原則として救急車により医療機関へ救急搬送いたします。
・ 受入病院は、ご利用者の主治医が所属する医療機関またはほうらい苑協力病院となるよう救急隊員に依頼しますが、その他の医療機関への搬送もあり得ます。また、夜間・休日は救急指定病院への搬送となります。
・ 救急搬送の際は可能な限り事前にご家族に連絡をおとりしますが、状況により事後となる場合がございます。
・ ご利用者の状態によっては搬送先医療機関での緊急入院もあり得ますことをご理解ください。
・ 緊急入院時でご家族との連絡がとれない場合に、受入医療機関の状況や定めにより差額ベッドの利用や有償の付添人の依頼を行うことがあり得ますことをご了承ください。その際の費用はご利用者の負担となります。

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０　サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情処理の体制及び手順

・ 提供したほうらい苑ショートステイに係る利用者様及びその家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
・相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

（1） 苦情を受け付けた担当者等は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。
（2） 苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。
（3） 苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については、管理者を含めた検討会議を行うとともに、当該市町村に連絡し指導または助言を受け処理内容の決定をする。
（4） 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
（5） 苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

事故発生時及び苦情等の相談窓口

【事業者の窓口】 ほうらい苑ショートステイ 担当　石橋　亜沙美	所 在 地　和歌山市新和歌浦２番９号 電話番号　０７３－４４８－３３３３ 受付時間　９：００～１７：００
【市町村（保険者）の窓口】 和歌山市役所　介護保険課	所 在 地　和歌山市七番町２３番地 電話番号　０７３－４３５－１１９０(直通) 受付時間　９：００～１７：００(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 和歌山県国民健康保険団体連合会	所 在 地　和歌山市吹上二丁目１番２２－５０１号 電話番号　０７３－４２７－４６６５ 受付時間　９：００～１７：００（土日祝は休み）

１１　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームほうらい苑消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練	別途定める「特別養護老人ホームほうらい苑消防計画」にのっとり年２回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、自動火災通報装置、補助散水栓等
防火責任者	防火管理者　　村田　章

１２　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

※体調の変化、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

【家族等緊急連絡先①】	氏名　　続柄
	住所
	電話番号
	携帯電話番号
	勤務先
【家族等緊急連絡先②】	氏名　　続柄
	住所
	電話番号
	携帯電話番号
	勤務先
【主治医】	医療機関名
	氏名
	電話番号

受診の依頼

・ サービスご利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他のご利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも、医師・看護師または介護職員の判断により医療機関での受診をお願いする場合がございます。

・ 受診のための送迎・付添いは原則としてご家族にご担当いただきます。

・ ご利用者の状態により必要に応じてほうらい苑の福祉車両で病院までお送りする場合もございますが、その際はショートステイ送迎料金に準じて有償とさせていただきます。

【協力医療機関】

医　療　機　関	住　所	電　話　番　号
医療法人曙会　和歌浦中央病院	和歌山市塩屋 6 丁目 2 番 70 号	073-444-1600
医療法人裕紫会　中谷病院	和歌山市鳴神 123 番地の 1	073-471-3111
福田歯科医院	和歌山市和歌浦東 2-7-16	073-445-6480
医療法人杏林会　嶋病院	和歌山市仲間町 1 丁目 30 番地	073-431-3900
医療法人青松会　河西田村病院	和歌山市東ノ丁 1 番 11 号	073-445-1015
藤原歯科医院	和歌山市北新戎ノ丁 25 番地	073-432-4618

１３　心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１４　居宅介護支援事業者等との連携

① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

１５　サービス提供の記録

① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

１６　施設の利用にあたっての留意事項

利用対象者	原則として６５歳以上の要支援１・2、要介護１～5 と認定された方
外泊・外出	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰苑日時を職員に申し出てください。 所定の用紙がございますのでお届けください。
医療機関への受診	身内の方等の対応があれば、基本的には自由です。 ※緊急時、医師の指示がある時は除きます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の利用者様の居室等に立ち入らないでください。
所持金の管理	ご希望される方は施設で管理させて頂きます。
現金等の管理	ご希望される方は施設で管理させて頂きます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は ご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

（ご面会について）

1. ご面会については、次の事をご了承ください。

① ご面会の際はご面会表にお名前とご住所、続柄をご記入ください。

② 面会時間はできましたら午前９時から午後６時までにお願いします。

③ ご利用者の中には飲み込みの悪い方、食物の量がコントロールのできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方などがおられますので以下のことについては特に注意してください。

・食物の手土産は少量にお願いします。

・生物（なまもの）は一回で食べきれるだけの極少量でお願いします。

※ご面会につきましては、感染症の流行等により状況が変更となります

2. ご家族の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退します。

１７　秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
（2）個人情報の保護について	①　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②　事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

１８　第三者評価の実施

第三者機関の評価については行っていません。

１９　衛生管理について

事業所は、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

（１）　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。

（２）　感染症の予防及びまん延の防止のための指針策定をしています。

（３）　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

２０　虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	村田　章

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

２１　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２２　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

なお当該記録は５年間保持します。

(1) 緊急性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

２３　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

２４　介護サービスの利用にあたっての留意事項

（禁止行為）介護現場におけるハラスメントについて

（１） 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

（２） 職員に対する精神的暴力（ヒトの尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

（３） 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

２５　持ち込み家電について

（携帯電話やタブレット等の電子機器の取り扱い）

（１） 使用時間は９時～２１時とし、それ以外の時間はロックもしくは電源をオフにさせて頂きます。

（２） 下記のような行為があった場合は家族様に持ち帰っていただきます。

① 警察・消防・家族等に対する緊急性の高い虚偽、もしくは迷惑行為を１度でも行った場合。

② 緊急性の低い虚偽により、職員が何らかの対応に追われる行為が、1 ヵ月の間に５回以上みられる場合。

（冷蔵庫の取り扱い）

（１） 賞味(消費)期限の確認の為、職員が中を確認します。

（２） 賞味(消費)期限の過ぎた物に関しては、職員が確認し破棄します。

（３） その他お持込みをされた物の賞味(消費)期限が過ぎた際は、利用者に確認のうえ破棄します。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護（介護予防）のサービス内容及びその他の重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業者〔甲〕　住　所　　和歌山県和歌山市新和歌浦２番９号

名　称　　社会福祉法人　弘心会

代表者　　職氏名　　理　事　長　　西村　佳寿美　　㊞

説明者　　職氏名　　生活相談員　　石橋　亜沙美　　㊞

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護（介護予防）のサービス内容及び重要事項の説明を受け確認し、個人情報の取扱いについて同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者様〔乙〕　住　所

氏　名　　㊞

代理人　　住　所

氏　名　　㊞

家族代表者　　住　所

氏　名　　㊞